

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 31 年 2 月 28 日

申請者 吉岡郁美

論文題目 ドイツ連邦制における法領域間関係の分析—ドイツ記念物保存法を中心に—

審査員 野口貴公美（主査）、高橋滋、土井翼

本論文は、異なる「法領域」（本論文によれば、実体法のみならず、組織管轄、司法管轄も含めた一つの規律目的の下にある法体系を指す）間における関係について、ドイツ行政法を素材として考察するものである。対象とされているのは、記念物保存法領域と都市計画法領域との関係、また、記念物保存法領域と環境法領域との関係である。

本論文の優れた点として、まず、ドイツの記念物保存法領域、都市計画法領域、環境法領域という複数の法領域に関して、各領域の成立の経緯、現状、実務、裁判理論や学説の状況までを、子細に研究した外国法研究であるという点を挙げることができる。とりわけ、記念物保存法領域と都市計画法領域の形成と接合の過程については、14 世紀にまで遡る長い歴史についての考察が行われ、ドイツにおける両法領域の各々の形成と両法領域の密接な関係の構築の各々の過程とが明らかにされている点は、ドイツ法研究として、また、記念物保存行政法体系の研究として、その学問的価値は大きいといえる。また、本論文においては、全体を通して、ドイツ法特有の連邦と州との管轄の問題（立法管轄、司法管轄、組織管轄）への適切な考慮がなされており、管轄問題に起因する事柄を整理した上で法領域間の関係について精細な分析がなされていることから、連邦制国家における法領域の関係性の分析についての一つのモデルとなる枠組を提示している。さらに、本論文の特徴として、記念物保存法領域と環境法領域との関係を分析対象に加えている点を挙げるができる。この両法領域の関係性は、ドイツにおいても近年にいたって議論となりはじめた問題であり、いわば、行政法学における「新しい考察領域」といえるものである。記念物保存法領域と環境法領域との関係性を、都市計画法領域との関係性と対照的にとらえる見方は、本論文が結論部において提示する「法領域の関係性に関する四類型」へと導く経絡となっており、異なる複数の法領域間の連携の問題を考える際の新しい視座を提示するものともいえよう。

本論文にも、改善を期待される点は残されている。例えば、ドイツにおいて「法領域」という概念を成立させる要件をいかに把握すべきか、異なる法領域間の関係における「重なり」の相違をいかに分析に反映するか等、十分に整理されて表現されきっていない部分を残している。また、結論部分に提示された「四類型」が、本論文において考察された各法領域の議論にどのように接合するかについても、考究の上、論述を付加することが期待される部分といえよう。しかしながら、これらの改善点は、発表に際し修正可能なものであるか、または今後の研究の展開に期待すべきものであり、本論文の基本的価値を損なうものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者吉岡郁美氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。